

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和3年第7回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年7月8日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時33分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	八尋 崇 教育指導課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	土田 浩己 生涯学習振興公社局長
	薄井 正徳 生涯学習振興公社事業部長		
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 飯塚 尚美 学務課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 橋本 太郎 こども支援センターげんき所長 楠山 慶之 教育相談課長 浅見 寿和 学校施設管理課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 櫻井 健 私立保育園課長 下河邊 純子 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年7月8日

第7回足立区教育委員会定例会

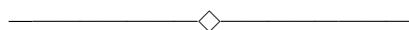
午後3時00分開会

○教育長 ただいまから、本年第7回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、早川委員、河本委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、第35号議案から日程第2、第36号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する事件になりますので、非公開の会議といたします。

お諮りいたします。

第35号議案から第36号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

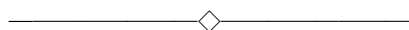
○教育長 挙手全員であります。よって本議案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴人の方がいらっしゃれば、大変申し訳ありません。退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

———— (非公開議案審議中) ————

(傍聴人入室)



○教育長 次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第37号議案「『足立区

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第37号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。

○教育指導部長 本編の資料の3ページを御覧いただきたいと存じます。

地方公務員として採用されますときに、「憲法を守ります」といったような趣旨の宣誓文に署名することが必要になってございます。この度、行政手続のデジタル化推進の一環といたしまして、職員のサービスの宣誓に伴い、任命権者等の面前で、宣誓書への署名を行うといったところの条項が削除されることとなりました。また、宣誓書への押印も廃止されることになりました。

これらの件について、区長部局から教育委員会の意見を求められているという中身でございます。

私どもといたしましては、これに異議はないということで回答しようということで、ご提案を差し上げた議案でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第37号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

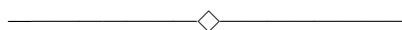
ないようですので、これより第37号議案「『足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり異議なしとして議決することにいたします。



次に、日程第4、「教育長報告」を議題といたします。

足立区議会第2回定例会での主な質疑に関する報告は、先日の教育委員協議会で報告をさせていただきましたので、今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきますと思います。

ご質疑等は、全ての報告が終了いたしましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、(1)について八尋教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長 私からは、「東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について」を報告させていただきます。

所管部課名は、教育指導課です。

8ページの資料を御覧ください。

体罰根絶に向けて、疑いがあるような事例を見逃さずに迅速に対応するため、教職員並びに児童・生徒の全てに調査をかけております。

時期としましては、令和2年12月1日から18日までという期間です。

足立区の昨年度の状況としましては、表にありますように、体罰はございませんでした。不適切な指導というのは、3校、4件。暴言が5校、5件という形になっております。

別添資料1をご覧ください。これには、東京都の数も報告されております。割合から見ると、足立区は、そんなに多くないかなという状況にも見えますが、実はこれに挙げられない強い指導や、子どもたちが怖がるような言動があるのが現状です。

今後も、サービスの研修を継続するとともに、今もやっておりますが校長会での言葉遣いの指導等、厳しく指導していきます。

報告は以上です。

○教育長 次に、(2)について、森田学校支援課長、お願いします。

○学校支援課長 9ページをお開きください。

件名は「小・中学校における『生理の貧困』対策について」、部課名は記載のとおりでございます。

金銭的な理由で生理用品を買えない生理の貧困が問題になっていることを受けまして、自身で生理用品を用意

することができない、児童・生徒への支援として、これまでは保健室に常備してまいりましたが、それに加え、より利用しやすい、全小・中学校のトイレにも配置するものでございます。

物品については、各校が必要数を購入して、点検及び補充は用務・業務委託作業員が行います。

4番「配置方法」ですが、各個室内の棚に置くか、フックを貼り付け、透明の手提げ袋に入れてかけるなど、学校の実情に合わせて配置する予定です。

実施は令和3年9月からでございます。

6番「他区などの状況」ですが、豊島区・江戸川区では、既に実施しています。また、東京都では9月から、全ての都立高校の女子トイレ内に配置するというので聞いております。

今後、学校及び事業者と連携して準備してまいります。

以上でございます。

○教育長 次に、(3)について、菊地子ども政策課長、お願いします。

○子ども政策課長 それでは、報告資料10ページを御覧ください。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

私からは、平成27年度から開始し、6年目となった「令和2年度あだちっ子歯科健診の実施結果について」を報告いたします。

実施内容や詳細な分析結果につきましては、別添資料2の「令和2年度の実施結果報告書」に記載しております。

お手数ですが、そちらの1ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

まず、当期健診の対象者についてですが、通院の有無にかかわらず、4歳から6歳の全ての幼児とさせていただいております。

次に、施設の参加状況については、1ページの1の(1)に記載のとおり、221施設です。4年連続で参加率が100%となっております。

さらに、受診率につきましては、(2)に記載のとおり、施設通園児は、前年度比0.8ポイント減の98.6%。未通園児につきましては、前年度比3ポイント増の17.3%。全体では、前年度比0.1ポイント減の93.3%

となっております。

次ページ以降に、詳細な分析結果を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

お手数ですが、本編資料10ページにお戻りください。今年度の実施結果から、注目すべき点が3つ見えてまいりました。

まず1点目です。開始以来、初めて、年少児4歳の虫歯のある子の割合が増加となったという点でございます。

この結果につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昼食後の歯磨きを中止した園があったという点が大きく影響していると分析しております。

続きまして、11ページを御覧ください。2点目は、施設種別で比較すると、区立保育園、子ども園の増加率が高くなっているという点でございます。

最後に3点目として、年齢別で新たに虫歯になりやすい歯が分かったという点でございます。これは、同一のお子さんの健診結果を経年で見たときに、分かってきた内容となります。

これらの結果から、重点的に対応すべき点を絞り込み、対策を講じてまいります。具体的には12ページを御覧ください。

対策のポイントといたしましては、虫歯の多い地域の特定、区立園への優先的な支援、歯科衛生士による直接の指導・支援という点を踏まえた内容となっております。

次に、未通園児に関しましては、2のところに記載のとおり、受診率は徐々に増加しているものの、まだまだ低い状態となっております。

このため、受診勧奨の通知回数の増、通知用封筒の工夫、さらに家庭状況に応じた関係機関からの受診勧奨の実施など、受診率向上に向けた取組を計画して行っております。

最後に、今後の方針につきましては、記載のとおり、各機関との連携をさらに強化し、取組を進めてまいります。

私からの報告は以上となります。

○教育長 次に、(4)について、土田生涯学習振興公社事務局長、お願いします。

○生涯学習振興公社事務局長 別冊資料1-1を御覧ください。

私からは「令和2年度公社事業概要・収支決算説明書」の報告をさせていただきます。

まず1ページをお願いいたします。1の「概要説明」のうち、公社職員の常勤数は26名、合計42名でございます。

2番の「組織機構」と3番の経営方針・重点事項は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。事業報告でございます。主な事業について説明をさせていただきます。

1番目のあだち放課後子ども教室事業です。(1)のあだち放課後子ども教室の支援でございますが、令和2年度におきましては、延べ参加児童人数が、新型コロナウイルスの影響のため、令和元年度の約32%、約19万8,000人となっております。

次に、2番目の文化事業でございます。(7)コンサートinミュージアムでございますが、施設での公演は全て中止となりまして、代替として、わたなべ音楽堂と昭和の家での施設のPRと、コンサート動画を作成いたしました。現在、YouTubeで2施設の動画配信を行っているところでございます。

(11)子どもの未来応援アウトリーチコンサートでございます。母子生活支援施設と、新田にある子育てサロンの2か所でコンサートを実施させていただきました。

次に収支決算でございます。3ページをご覧ください。

<15>番の経常収益計です。収入でございますけれども、4億2,380万円余でございます。前年度比で、9,785万円の減となっております、理由でございますが、放課後子ども教室の実施日数が減ったことにより、区からの収入が減ったことによるものでございます。

4ページをご覧ください。<34>番でございます。

経常費用の公益目的事業会計でございます。事業費計、3億8,240万円余となっております。こちら、前年度比、9,729万円の減となっております。理由でございますが、先ほどと同様に、放課後子ども教室の実施日数が減って、スタッフへの謝礼金が減ったことによるものでございます。

最後の6ページをご覧ください。

<61>番の経常費用計は、よって、4億2,753万円余となっております。

<66>番、当期一般正味財産増減額は、よってマイナスの373万円余となっております。

最終的に、<72>番、正味財産期末残高は、17億5,478万9,636円となっております。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がありました。

これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。河本委員。

○河本委員 最初に、体罰の実態把握の件です。コロナ禍以前は、部活動中の件数が結構あったと思います。コロナ禍により、部活動中の件数はかなり減っているのですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 そうです。やはり部活動の機会自体が減っていますので、件数としては減っております。

ただ、ないというわけではないので、そこはしっかり注意していきたいと思います。

○教育長 河本委員。

○河本委員 足立区についてですが、「不適切な行為」の「暴言等」が令和元年度との比較で、3件から5件に増えています。また、「不適切な指導」は3校4件と変わりませんが、これは学校も当事者も別と考えてよろしいですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 これは、違う教員です。

○河本委員 分かりました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。河本委員。

○河本委員 もう一つよろしいですか。

あだちっ子歯科健診についてです。6年を経て、子どもたちの虫歯になる率も目に見えて年々下がってきました。今回、4歳児が上がってしまったという報告がありました。データの収集も確実に進んでおり、成果があると非常に評価しています。

今回見えてきたデータの中から、視点別に、区立保育園、エリアごとに、歯科指導や歯磨き指導を行うのは大変良いことだと考えており、もう少し続けてほしいと思います。

また、12ページ最後の対策に書かれている、どこの園にも通っていないお子さんに、無料の子どもの歯科健

診を受けてもらうことは、かなりハードルが高いと思います。各家庭の状況は様々だと思うので、関係機関から、受診推奨を続けることが一番重要だと思います。これからもより幅を広げていただくようにお願いします。

現状では、どんな関係機関と連携して未通園児を歯科健診につなげているかを教えていただければと思います。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 取組に対する評価をいただき、ありがとうございます。引き続き、頑張っていきたいと思えます。

課題となっているのは未通園児です。今回3ポイント上昇したものの、まだ17.3%と低いところでございます。

データを分析していくと、やはり関係機関とつながっている方やご家庭が多く、一番多いのは生活保護の受給関係（世帯）という状況です。

このため、生活保護指導課やケースワーカーと連携し、お子様向けの個別訪問時に、目立つ形で作成した受診の案内などを活用して受診につなげていく取組をしています。

一人親のご家庭なども多いので、そこは、一人親の所管である親子支援課と連携いたします。アプローチをする際は、この受診勧奨とセットで取り組んでいく予定でございます。

○教育長 河本委員。

○河本委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに何かございますか。早川委員。

○早川委員 虫歯の件です。実施報告書の5ページで、受診率が上がっていると書かれています。

確かに、受診率は令和元年度と比べて、令和2年度は12.5から14.1%に上がっており、受診率の上昇に伴って虫歯も多く見つかっています。

今後、受診率がさらに上がれば、ステイホームとは関係なく、より多くの虫歯が見つかるのではないかなと思いました。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 委員のご指摘のとおりで、まだ見えてきていないが、実は虫歯になっているお子さんも多いのではないかと考えております。健診を受けていただけれ

ば、その部分が見えてくるため、虫歯の数は増えていく可能性があると思います。

しかし、受診せずにそのまま放置している状態が一番良くないので、我々としてはなるべく受診していただけるような取組を行っていききたいと思います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。小関委員。

○小関委員 体罰の件です。

調査方法ですが、教職員は校長による聞き取りです。これは私自身もやっていたからわかるのですが、何回もやっているうちに「やっていないよね、大丈夫だよ」と、だんだん慣れてきてしまうところがあると聞いています。

一方、質問紙調査及び聞き取り調査は、子どもたち等に書かせているので、そのような傾向は無いと思われませんが、調査方法については徹底してほしいと思います。

また、今年度は少し異例の年であることを踏まえ、次年度以降も気を抜かずに取り組んでいただきたいと思えます。減少傾向自体は良いことですが、この調査結果で安心すべきではないと考えます。

ちょっとしたことや目に見えないこともあると思いますので、安心せず、次年度も引き続きしっかりやるべきと言いつけてください。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 委員のおっしゃるとおり、この調査方法について、しっかり徹底させていきたいと思えます。

調査方法だけでなく、やらないことが一番良いので、まずは子どもたちの呼名について呼び捨てにしない、大声で指導をしない等を、校長会で徹底して指導しています。その辺も含めて、しっかりやっていきたいと思えます。

○教育長 早川委員。

○早川委員 先生方も大変だと思います。先生方が怒る原因は、何かしら生徒側にもあると思うのですが、大人から手を出すことはあってはなりません。

アンダーコントロールのような教育を、先生方は受けていらっしゃるのですか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 教育相談の研修の中で、アンダーマネージメントがあります。全ての教員ではありませんが、職

層により実施しています。また、管理職にもアンダーマネージメントは行っております。

○教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。教育指導部長。

○教育指導部長 お手元に、別紙で席上配付させていただきました資料、「足立区立中学校制服・校則等に関する検討委員会の設置について」を御覧いただきたいと存じます。

速報でございまして、決定版ではございませんので、今日は情報提供ということでご説明をさせていただきます。

今、足立区立の中学校の制服というのは、校則の中で、男子用・女子用と規定されているのが一般的で、身体上の性別とは違う方の制服を着たいという場合には、個別に学校とご相談の上、そちらの制服を選択する。「それは良いですよ」という運用をしているところですが、足立区のLGBT対応の一環として、もう少し使い勝手のよい運用方法があるのではないかと、それを検討しようということです。

また、それに付随して、校則も必要な部分は見直していこう。その内容を検討するために、資料の「構成」というところに記載しておりますけれども、中学校校長会、PTA連合会、青少年委員会、また区職員、これらのメンバーで構成する検討委員会を立ち上げたいと考えているところでございます。

検討事項といたしましては、制服選択の基本的な考え方と、それから標準的な運用方法をここで話し合っていきたいと思っております。個別の学校に落とし込んだときに、若干事情は違ってきますので、まずは基本部分をここで決めて、各校に落とししていきたい。

それから、校則の改定につきましても、基本的な考え方を示して、あとはそれぞれの学校の校則のつくりに合わせて改定をしていただきたいというような中身で、本当の根幹の部分をご検討いただくというような中身で考えております。

遅くとも今年度中には基本的な考えを取りまとめて、来年の1月には各校に1件、検討委員会が立ち上がって、それぞれの実情に応じた検討が進み、来年の4月からは

新しい制度で運用していけるような、そんなスケジュール感で考えてございます。

また、動きがございましたら、その都度、教育委員会等にはご報告をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○教育長 この件について、何かご質問ありますか。河本委員。

○河本委員 制服のことをきっかけに、各中学の校則に関しても検討していくという良い機会になると思います。

各校、毎年校則を見直しているということは、まず無いと思います。現状、相当古くから校則が変わらず、制服の規定に関しても、制服をリニューアルしたところは、その文言は変わっていったのだと思いますが、現状にそぐわない校則のままであることについて保護者から、どうなっているのだというご質問を頂いたこともあります。これを機会に、各校、そういった面で校則を見直していただけたらと思っていますので、その件も含めてお願ひしたいと思います。

○教育長 教育指導部長

○教育指導部長 頑張ります。

○教育長 ほかにございますでしょうか。小関委員。

○小関委員 以前、綾瀬小で制服を作ったと思います。そのときに、一番関わっていたのは、開かれた学校づくり協議会だと聞いています。開かれた学校づくり協議会が決めてしまった感じもあります。

2番目の「構成」の関係者の中に、開かれた学校づくり協議会の方々が入っていたほうが良いのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○教育長 教育指導部長

○教育指導部長 開かれた学校づくり協議会の委員の皆さんというのは、連合会というような一本化した組織がないものですから、全体のところを検討するには、お名前は入ってございませんけれども、各校ごとに制定していただく制服・校則等改定委員会、この中には、当然入っていただいでご議論いただきたい。

それこそ、それぞれの学校の事情ですとか、今までの経緯を踏まえて、ご意見を頂ければと考えて、ここにご参画を頂くという予定にしております。

○教育長 その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第7回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時33分閉会

令和3年第7回
足立区教育委員会定例会

日時 令和3年7月8日 木曜日 午後3時00分開議
会場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第35号議案 足立区学力総合調査委託事業者選定委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第2	第36号議案 小中学校用務業務委託事業者選定に伴う委員会の設置並びに委員の委嘱及び任命について……………	別冊
日程第3	第37号議案 「足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について……………	2
日程第4	教育長報告	
2 報告事項		
(1)	東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について 《八尋 教育指導課長》	8
(2)	小・中学校における「生理の貧困」対策について 《森田 学校支援課長》	9
(3)	令和2年度あだちっ子歯科健診の実施結果について 《菊地 子ども政策課長》	10
(4)	令和2年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社事業・決算報告について 《土田 生涯学習振興公社事務局長》	別冊
3 情報連絡事項		
(1)	小規模保育、家庭的保育等の卒園児に対する令和4年4月入所における先行利用調整の実施について [子ども施設入園課]	13
(2)	事業実施報告・実施予定 [青少年課]	14
(3)	「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について [教育相談課]	15
(4)	北部地区における不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について [教育相談課]	16
(5)	温水プール等の子ども料金の改定について [スポーツ振興課]	17
(6)	行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]	18

第 3 7 号議案

「足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」
に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 7 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大 山 日出夫

「足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」
に関する教育委員会の意見について

足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定
にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異
議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 7 月 8 日

件 名	「足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、以下条例の改正にあたり足立区長から意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 条例名 足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正理由 行政手続きのデジタル化推進として、国の「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）では、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行」うこととされ、国の「職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令」（令和 3 年 4 月 1 日施行）では、<u>職員のサービスの宣誓時の「任命権者等の面前での宣誓書への署名」に係る規定が削除された</u>ことに伴い、足立区職員におけるサービスの宣誓に関する方法を見直す必要があるため。</p> <p>3 改正内容（詳細は、P 4～5「新旧対照表」のとおり） (1) 職員のサービスの宣誓時の「任命権者等の面前での宣誓書への署名」の廃止 現状、新たに職員となった者は任命権者等の前で、宣誓書に署名をすることになっている。この従来の「任命権者等の面前での宣誓書への署名」に係る規定を削除し、単に任命権者へ宣誓書を提出する方法に変更する。</p> <p>(2) 宣誓書への押印の廃止 国の宣誓書では既に押印欄が廃止されていることを踏まえ、区の宣誓書からも押印欄を廃止する。</p> <p>4 施行年月日 この条例は、公布の日から施行する。</p>
今後の方針	教育委員会定例会にて原案通り議決いただけた場合は、原案に異議なしとして、足立区長に回答する。

足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（抄）

改正前	改正後
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員と<u>なつた者は</u>、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては足立区教育委員会。以下同じ。）<u>又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名して</u>からでなければその職務を<u>行つて</u>はならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員と<u>なつた者は、別記様式による宣誓書を</u>任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては足立区教育委員会。以下同じ。）<u>に提出して</u>からでなければその職務を<u>行つて</u>はならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>付則（令和3年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

別記様式（第2条関係）

1（教育公務員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
氏名 

2（教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
氏名 

別記様式（第2条関係）

1（教育公務員以外の職員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
氏名

2（教育公務員）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日
氏名

第●●号議案

足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年●月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和49年足立区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「なつた者は、」を「なつた者は、別記様式による宣誓書を」に、「又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名して」を「に提出して」に、「行つて」を「行って」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

サービスの宣誓の方法を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。

3 足総人発第 1 5 1 7 号
令和 3 年 6 月 2 4 日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥 生



議案に関する教育委員会の意見聴取について（依頼）

令和 3 年第 3 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

（議案名）

- 1 足立区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

教 育 委 員 会 報 告

令和3年7月8日

件 名	東京都教育委員会による体罰の実態把握および足立区の状況について																																																		
所管部課名	教育指導部教育指導課																																																		
内 容	<p>東京都が実施した体罰の実態調査概要について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 調査目的 都内公立学校における実態を的確に把握し、体罰根絶に向けて、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さずに迅速に対応するため。</p> <p>2 調査対象 区市町村立及び都立学校全2,150校の校長、副校長、教職員、児童・生徒</p> <p>3 調査内容・方法 令和元年度中に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導又はその疑いのある事案の実態調査 教 職 員・・・校長による聞き取り調査 児 童・生 徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査</p> <p>4 調査期間 令和2年12月1日（火）から12月18日（金）まで</p> <p>5 足立区の概況（令和2年度）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1) 体罰</td> <td style="width: 15%;">0校</td> <td style="width: 15%;">0件</td> <td style="width: 15%;">(2校</td> <td style="width: 15%;">2件)</td> </tr> <tr> <td>(2) 不適切な行為</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 不適切な指導</td> <td>3校</td> <td>4件</td> <td>(3校</td> <td>4件)</td> </tr> <tr> <td> ② 行き過ぎた指導</td> <td>0校</td> <td>0件</td> <td>(0校</td> <td>0件)</td> </tr> <tr> <td> ③ 暴言等</td> <td>5校</td> <td>5件</td> <td>(3校</td> <td>3件)</td> </tr> <tr> <td>(3) 体罰及び不適切な行為に該当しない行為</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 指導の範囲内</td> <td>3校</td> <td>4件</td> <td>(7校</td> <td>9件)</td> </tr> <tr> <td> ② 適切な指導</td> <td>0校</td> <td>0件</td> <td>(2校</td> <td>4件)</td> </tr> <tr> <td> ③ 正当防衛・正当行為</td> <td>0校</td> <td>0件</td> <td>(1校</td> <td>1件)</td> </tr> <tr> <td> ④ 体罰行為に該当せず</td> <td>0校</td> <td>0件</td> <td>(0校</td> <td>0件)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">注) () 内は令和元年度の数</p> <p>6 公表 令和3年6月24日（木）、東京都教育委員会での報告後、体罰の有無及び体罰の内容についてプレス発表された。概要は「別添資料1」参照</p>	(1) 体罰	0校	0件	(2校	2件)	(2) 不適切な行為					① 不適切な指導	3校	4件	(3校	4件)	② 行き過ぎた指導	0校	0件	(0校	0件)	③ 暴言等	5校	5件	(3校	3件)	(3) 体罰及び不適切な行為に該当しない行為					① 指導の範囲内	3校	4件	(7校	9件)	② 適切な指導	0校	0件	(2校	4件)	③ 正当防衛・正当行為	0校	0件	(1校	1件)	④ 体罰行為に該当せず	0校	0件	(0校	0件)
(1) 体罰	0校	0件	(2校	2件)																																															
(2) 不適切な行為																																																			
① 不適切な指導	3校	4件	(3校	4件)																																															
② 行き過ぎた指導	0校	0件	(0校	0件)																																															
③ 暴言等	5校	5件	(3校	3件)																																															
(3) 体罰及び不適切な行為に該当しない行為																																																			
① 指導の範囲内	3校	4件	(7校	9件)																																															
② 適切な指導	0校	0件	(2校	4件)																																															
③ 正当防衛・正当行為	0校	0件	(1校	1件)																																															
④ 体罰行為に該当せず	0校	0件	(0校	0件)																																															
今後の方針	東京都の教職員の服務に関するガイドライン「使命を全うする！」や随時発行されるサービスニューズレターなどを活用するとともに、定例校長会資料においてサービス事故発生防止項目を設け、体罰の根絶に向けて各学校の意識の向上を図っていく。																																																		

教 育 委 員 会 報 告

令和3年7月8日

件 名	小・中学校における「生理の貧困」対策について
所管部課名	学校運営部学校支援課
内 容	<p>1 目的 長引くコロナ禍もあり、金銭的な理由で生理用品を買えない「生理の貧困」が問題になっていることを受け、自身で生理用品を用意することができない児童・生徒の支援として、保健室での常備に加え、より利用しやすい全小中学校のトイレにも配置する。</p> <p>2 経費 学校配付予算の範囲内で追加配付し、各校が必要数を購入する。</p> <p>3 点検及び補充 用務業務委託作業員が校内巡視時に点検、補充する。</p> <p>4 配置方法 各個室内の棚に置くか、フックを貼り付け、透明の手提げ袋に入れて掛ける。</p> <p>5 実施時期 令和3年9月～（夏休み期間を利用して設置）</p> <p>6 他区の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊島区で5月から、江戸川区で6月からトイレ内に配置済み。 ・ 東京都では、9月から全ての都立高校の女子トイレ内に配置する。
今後の方針	

教育委員会報告

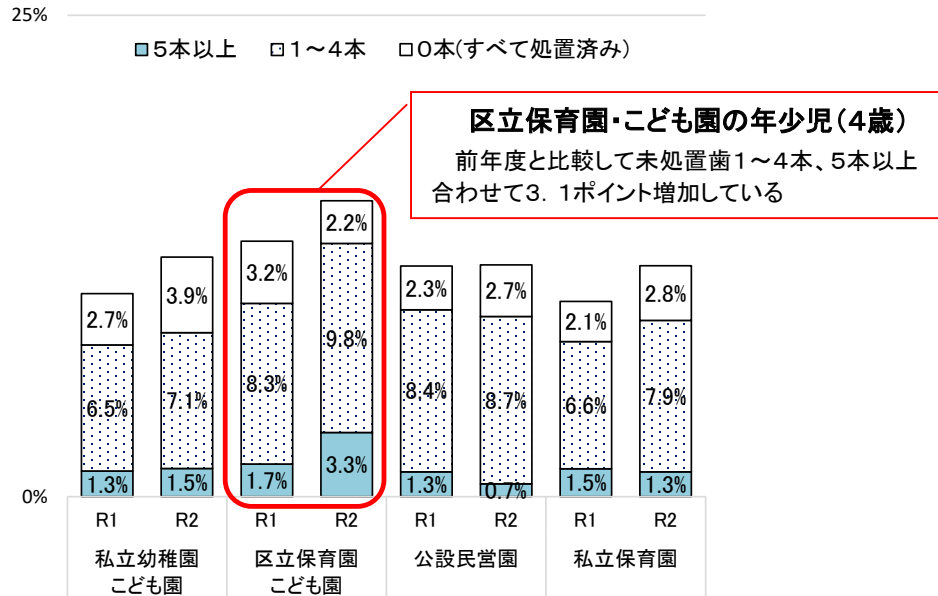
令和3年7月8日

件名	令和2年度あだちっ子歯科健診の実施結果について																												
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課 衛生部 データヘルス推進課																												
内容	<p>平成27年度から実施している「あだちっ子歯科健診」について、令和2年度の実施結果がまとまったので報告する（詳細は「別添資料2」参照）。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、約5か月後ろ倒しで実施した。</p> <p>1 実施結果から見える3つの視点と今後の対策 (1) 注目すべき3つの視点 【視点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年少児（4歳）のむし歯のある子の割合が増加した（図1参照）。 ※ 27年度の開始以来、初めて増加となった。 <p>【図1】 乳歯にむし歯がある子どもの割合 （むし歯がある子どもの割合は、処置歯も含む）</p> <table border="1"> <caption>図1: 乳歯にむし歯がある子どもの割合</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年少児 (4歳)</th> <th>年中児 (5歳)</th> <th>年長児 (6歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>19.9%</td> <td>30.3%</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>16.7%</td> <td>27.7%</td> <td>38.2%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>14.8%</td> <td>26.2%</td> <td>36.1%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>12.0%</td> <td>21.9%</td> <td>33.1%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>10.9%</td> <td>20.0%</td> <td>29.4%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>12.7%</td> <td>19.7%</td> <td>29.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>年少児(4歳)は1.8ポイント増加した。</p>	年度	年少児 (4歳)	年中児 (5歳)	年長児 (6歳)	H27	19.9%	30.3%	37.8%	H28	16.7%	27.7%	38.2%	H29	14.8%	26.2%	36.1%	H30	12.0%	21.9%	33.1%	R1	10.9%	20.0%	29.4%	R2	12.7%	19.7%	29.3%
年度	年少児 (4歳)	年中児 (5歳)	年長児 (6歳)																										
H27	19.9%	30.3%	37.8%																										
H28	16.7%	27.7%	38.2%																										
H29	14.8%	26.2%	36.1%																										
H30	12.0%	21.9%	33.1%																										
R1	10.9%	20.0%	29.4%																										
R2	12.7%	19.7%	29.3%																										

【視点2】

- 施設種別に年少児(4歳)を比較すると、区立保育園・こども園の増加率が高くなっている(図2参照)。

【図2】未処置のむし歯がある子どもの割合(施設種別)



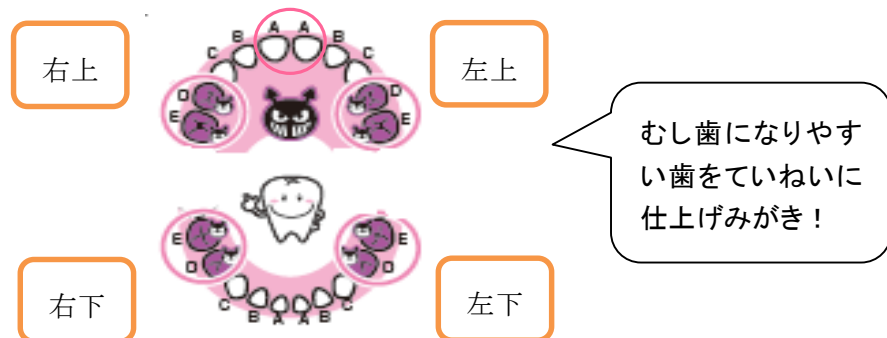
【視点3】

年齢別で新たにむし歯になりやすい歯がわかった。

- 令和2年度区立保育園・こども園の年少児(4歳)における歯科健診結果を元年度の結果とつなげて分析し、新たにむし歯になりやすい歯を特定した(表1参照)。

【表1】新たに増えたむし歯の部位【同じ子どもの歯科健診結果をつなげて分析】

	2歳児→年少児 438名	年少児→年中児 535名	年中児→年長児 597名
1位	左上A(前歯)29名	左下D(奥歯)33名	右下・左下D(奥歯)48名
2位	右上A(前歯)28名	右下D(奥歯)32名	左上・左下E(奥歯)40名
3位	左下E(奥歯)17名	右下E(奥歯)27名	右上E(奥歯)39名



	<p>(2) 視点別の対策</p> <p>【対策1】 むし歯の多い地域についてデータを分析していく。その結果を基に歯科衛生士がエリア施設連絡会等に参加し、地域の特徴等の情報を共有した上で、実効性のある取り組みを提案し、歯科指導を強化していく。</p> <p>【対策2】 ア むし歯の多い区立園を優先に歯科衛生士が保護者会に参加し、「歯によいおやつ」のリーフレットの配付や仕上げみがきの方法を指導するなど、乳児期からむし歯予防のための生活習慣を家庭へ啓発し、定着をめざしていく。 イ 保護者に対して、未処置歯の治療勧奨を積極的に行っていく。 ウ 飛沫防止のため中止していた年少児（4歳）からの給食後の歯みがきを全ての園で再開する。</p> <p>【対策3】 ア むし歯になりやすい歯がわかったので、チラシ等で保護者に周知し、注意喚起を図っていく。 イ 歯科衛生士がむし歯になりやすい歯の集中的な仕上げみがきの方法を保護者会等で指導し、実践につなげていく。</p> <p>2 未通園児に関する課題と対策について</p> <p>【課題】 ア 個別通知用の封筒を、目立つようにピンク色へ変更するなど工夫したことで、受診者数が前年度比3ポイント増の17.3%となったが、受診率が低い状態であるので、引き続き取り組みの強化が必要である。 イ データ分析により未通園児に「ひとり親」「外国籍」等の家庭が一定数いることがわかった。</p> <p>【対策】 ア 昨年度未受診者へ複数回のハガキ等を郵送するなど、事前に受診勧奨を実施する。 イ データでわかった未通園児の家庭状況に応じて、関係機関からの受診勧奨を依頼する。</p>
今後の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告書を各教育・保育施設に送付し、結果を周知する。 2 「あだちっ子の飛沫防止の歯みがき方法」を基に施設での年少児（4歳）からの歯みがき指導の再開を支援していく。 3 未通園児等の健診実施率・受診率の向上のために、対象児をさらに分析した上で関係機関を広げるなど、連携を強化していく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和3年7月8日

件 名	小規模保育、家庭的保育等の卒園児に対する令和4年4月入所における先行利用調整の実施について				
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課				
内 容	<p>小規模保育、家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、令和4年4月の一般申込受付に先行して入所申込を受け付ける「先行利用調整」を以下のとおり実施する。</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、全ての小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園予定の2歳児</p> <p>(2) 青井おひさま保育園を卒園予定の2歳児</p> <p>(3) コンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の2・3歳児</p> <p>2 申込期間</p> <p>令和3年8月13日（金）～9月13日（月）</p> <p>3 先行利用調整時の募集人数（見込み）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">先行利用調整 募集人数</td> <td style="text-align: center;">211人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。</p> <p>※ 「先行利用調整」に申し込まなかった、または、待機になった場合でも、通常の令和4年4月入所申請が可能。</p>		令和4年	先行利用調整 募集人数	211人
	令和4年				
先行利用調整 募集人数	211人				
今後の方針	先行利用調整の実施につき、対象児童の保護者に対して個別に周知を行っていく。				

事業実施報告（6月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（7回）	新田地域学習センター他	0人
	第4日曜日（1回）		2人
	第2土曜日（1回）	神明住区センター	中止
	第4土曜日（1回）		0人
成人の日の集い 実行委員会	3日（木）	本庁舎 1205AB 会議室	14人
	17日（木）	本庁舎 1205A 会議室	14人
ジュニアリーダー スーパー研修会	6日（日）	梅田地域学習センター	8/1に変更
	20日（日）		8/8に変更
あだち日曜教室	13日（日）	梅田地域学習センター	中止
科学体験講座	13日（日）	ギャラクシティ	中止
	26日（土）		中止
	27日（日）		15人
アートボランティア講座	16日（水）	東京未来大学	中止
	30日（水）		14人
めざせキャンプの達人	27日（日）	宮城ゆうゆう公園	中止

事業実施予定（7月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週火・日曜日（5回）	新田地域学習センター他	10人
	第4日曜日（1回）		10人
成人の日の集い 実行委員会	1日（木）	本庁舎 1202 会議室	15人
	15日（木）		15人
	29日（木）		15人
アートボランティア講座	10日（土）	ギャラクシティ	80人
科学体験講座	11日（日）	ギャラクシティ	19人
	17日（土）		20人
	25日（日）		10人
ジュニアリーダー スーパー研修会	11日（日）	天空劇場	35人
	27日（火）	都市農業公園	35人
あだち日曜教室	11日（日）	梅田地域学習センター	31人

教育委員会情報連絡

令和3年7月8日

件名	「不登校の子を持つ保護者のための交流会」の開催について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内容	<p>区内在住の不登校児童・生徒の保護者を対象として、「不登校の子を持つ保護者のための交流会」を開催する。また、講演会のオンライン配信も実施する。</p> <p>1 目的 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。</p> <p>2 対象者 不登校の子を持つ保護者の方</p> <p>3 定員 100人程度 (オンライン受講者含む。会場での受講は50人まで。)</p> <p>4 内容 (1) 講演会：講師 鈴木真理氏 (2) 保護者交流会</p> <p>5 実施日時・会場 令和3年10月23日(土)10時00分～12時00分 こども支援センターげんき研修室</p>
今後の方針	区立小・中学校、あだち広報9月10日号、区ホームページ等にて周知する。

教育委員会情報連絡

令和3年7月8日

件名	北部地区における不登校児童・生徒に対する居場所支援事業について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内容	<p>不登校児童・生徒のための支援事業「居場所を兼ねた学習支援」の区内4か所目を北部地区に開設する。</p> <p>1 目的 不登校児童・生徒のための居場所として活用し、学校復帰のステップへの一助としていく。</p> <p>2 対象児童・生徒 小学校5・6年生及び中学生 (1) 学校には行けないが外出できる児童・生徒 (2) チャレンジ学級に通所できないなど、他の生徒と交流が苦手な児童・生徒</p> <p>3 場所及び予定人数 竹の塚地区（北部地区） 10人程度 【参考】 平成30年度 西新井・梅島地区（中部地区）開設 令和元年度 鹿浜・皿沼・谷在家地区（西部地区）開設 令和2年度 綾瀬地区（東部地区）開設</p> <p>4 開設日・開設時間 令和3年10月1日（金）より開始予定 火～金曜日の10時00分から14時00分 （土・日・祝日・年末年始除く）</p>
今後の方針	スクールソーシャルワーカーによる対象児童・生徒や保護者及び区立小・中学校への働きかけ等により、利用者を募っていく。

教育委員会情報連絡

令和3年7月8日

件名	温水プール等の子ども料金の改定について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p>1 概要 子どものさらなる水泳機会の提供に伴う体力の向上および居場所づくりの創出を目的に、次のとおり条例の一部を改正し、区温水プール等の子ども料金を200円から100円に改定したので報告する。</p> <p>2 改正した条例 (1) 足立区温水プール条例（竹の塚温水プール） (2) 足立区立千寿本町小学校温水プール条例 (3) 足立区総合スポーツセンター条例（屋外プール） (4) 足立区東綾瀬公園温水プール条例</p> <p>3 施行年月日 令和3年7月1日より適用する。</p>
今後の方針	<p>区民や利用者に対して、区ホームページや施設内掲示等で周知を図っていく。</p>

行事实施結果（6月1日～6月30日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	6/2（水） ～6/29（火）	花畑小学校 他 29 校	-
あだち放課後子ども教室 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推 進協議会）	6/3（木） ～6/29（火）	西新井第二小学校 他 10 校	153 人
「スペシャルおはなし会」 ～読み語りキャラバン in 学びピア～ 出演 自主サークル「読み語りキャラバン隊・きらきら」	6/24（木） 15：30～16：00	生涯学習センター	30 人
第 82 回あだちアートリンクカフェ テーマ 詩と場と広がりについて ゲストスピーカー 黒川 武彦氏（詩人、俳優、映 像作家 BUoY スタッフ）	6/25（金） 18：30～20：00	生涯学習センター	20 人
スポーツコンディショニング講座 ～コンディショ ンを整えるとは？～ 講師 宮下 智氏（帝京科学大学・大学院教授、医学博士）	6/26（土） 10：00～12：00	生涯学習センター	32 人

行事实施予定（7月1日～7月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室実行委員会	7/1（木） ～7/16（金）	伊興小学校 他10校	-
あだち放課後子ども教室 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	7/8（木） ～7/28（水）	鹿浜第一小学校 他3校	-
スポーツ指導者スキルアップ講習会 運動あそびと体力向上トレーニング（子どもの運動あそび） 講師 篠原 俊明氏（共栄大学講師）	7/3（土） 10：00～15：00	生涯学習センター	30人
新任安全管理講習 安全管理講習（応急手当実技） 講師 NPO 法人 JAEA（ジャイア）（日本災害救護推進協議会）	7/13（火） 10：30～12：00	生涯学習センター	20人
おりがみサポーター交流会	7/19（月） 10：00～12：00	生涯学習センター	70人
安全管理研修「新型コロナ感染症対策と子どものこころへの支援」 講師 関口 久恵氏（足立区職員 衛生部 こころとからだの健康づくり課）	7/27（火） 10：00～11：15	足立区役所	100人
子どもの未来応援アウトリーチコンサート in 六町ミュージアム・フローラ 出演者 松尾 俊介氏（クラシックギター）	7/27（火） 11：00～12：00	六町ミュージアム・フローラ	7人
コンサート in ミュージアム BUoY（動画作成） 出演者 かさねぎリストバンド他	7/29（木）	BUoY	-